

ニセ科学の手口と対策 恫喝訴訟について

山形大学理学部 天羽優子

2016年12月22日

1 はじめに

ニセ科学の手口のうち、訴訟を使って批判を押しさえようとするやり方とその対策について簡単にまとめる。

まず、ニセ科学を利用し広める立場に立って考えてみよう。ニセ科学を、インチキ商材を売りつけるための手段に使っていたとする。主張や宣伝の内容がインチキなので、当然、間違っているという指摘や批判がやってくる。批判によって商品や事業者の評判が悪くなると、金儲けの邪魔になる。また、せっかく広めようと思って信者を増やしていたところ、それはダメだとか間違ってるとか言われるので、プライドも傷付くことになる。そうなると、批判を黙らせたい、ということになる。反論したくらいでは批判する人の口をふさぐことはできないので、法的に何とかするしかない。このためには根拠となる条文が必要である。何とかする、の範囲を、民事で争うということに限って考えてみる*1。

2 根拠条文

宣伝の邪魔をされた結果商品の売れ行きも悪くなり、正しいとして主張していることにケチをつけられ間違いと言われプライドも多に傷付いた、という内容にぴったりあてはまる条文はない。このような場合には、もう少し抽象的に書かれた条文を適用して何とかすることになる。

民法第三編 債権 第五章 不法行為 に、

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う*2。

とある。得られるはずの利益が得られなくなったのなら、この条文が使えるのである。

ここで「権利」「法律上保護される利益」は、明文で書かれているものに限定されておらず、侵害とは、広く「違法な行為の存在」によって起きるものとされている。

709条以外に、

*1 業務妨害の刑事責任を問う、といったことも可能であるが、商材がニセ科学の場合、警察に話を持っていった結果ウソをついて商売をしていたのがバレてやぶへびという展開があり得るので、手段としては民事の方が選ばれやすいだろう。

*2 抽象的な書き方になっているぶん、適用範囲がおそろしく広い。ぴったり条文の文言にあてはまらない事件は全部これで処理することになる。

(財産以外の損害の賠償)

第七百十条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない^{*3}。

(名誉毀損における原状回復)

第七百二十三条 他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

も使えそうである。

ニセ科学を推進する側がこれらの条文を根拠として訴訟を起こしてくることを想定し、どういう争いになりそうかを考えておくことが、ニセ科学の手口の一面とその対策を考えることそのものになる。

これらの条文が債権の章にあるのは、不法行為の結果として生じるものが債権債務関係だからである。債権とは、人に何かをしてもらう権利のことで、債務とは人に何かをしなければならない義務のことである。日常生活でイメージする、借金したとか返さなきゃというのも債権債務関係に含まれるが、民法という債権債務関係はこれよりはもっと広い意味を持つ。債権債務関係の多くは契約によって発生するが、民法では、契約に因らずに債権債務関係が発生する場合として、不当利得・事務管理・不法行為の3つのパターンを想定している。

ニセ科学の推進側としては、批判に対し、

- 709条に基づき、批判によって商売の邪魔をされたり儲けが減ったりした、つまり財産権の侵害による損害の賠償を求める。
- 710条に基づき、批判によって名誉が傷つけられ、精神的被害が発生したので損害賠償を求める。

の、2通りの方法がとれることになる。

3 名誉毀損訴訟の特徴

これまでに、ニセ科学、あるいはニセ科学に対する批判が原因で起きた訴訟がいくつかある。筆者と磁気活水器マルチ商法の事業者社長吉岡氏の間で争ったケース、EM(有用微生物群)を広めている出口氏と理科教育の左巻健男(法政大学教授)が争ったケース、ナノ銀除染と板橋ホテル館不正事件の阿部宣男氏と松崎いたる(板橋区議)が争ったケースは、いずれも名誉毀損訴訟である。この理由について考えてみる。

訴訟を行う時の原則は、法律の適用を求める側に立証責任があり、証拠を出していかなければならないというものである^{*4}。

709条を用いて業務妨害で争うことにする場合、原則の通りに、商売の材料に対しニセ科学だと言われたことについて、その指摘が違法であることと、指摘によって損害が発生したことを、原告が証明しなければならない。ところで、刑法に定められた業務妨害は、威力、偽計、虚偽の風説の流布、の3つである。威力とは暴力を用いて行うもの、偽計とは例えば定食屋に架空の出前を大量発注するといった行為、虚偽の風説の流布とは真実でない噂を流すことである。これらを行って他人の商売の邪魔をすると、刑法に引っかかると同時に民事上の不法行為も成立することになる。重要なことは、真実を述べた結果誰かの商売を邪魔する結果になって

^{*3} 財産以外の損害について定めた条文なので、例えば、精神的損害にはこの条文をあてはめる。

^{*4} 法律の世界で「原則」が出て来たら、大抵どこかに「例外」が定められている。例外がどこにどう定められているか気をつけながら法律書を読むと理解しやすい。

も違法ではない、ということである。従って、709条を使って、「ニセ科学と言われて儲けが減った」と提訴したとしても、裁判所で「実はニセ科学を使って実際よりも商品を良くみせかけていたのに本当のことを言われてしまって売りが減りました」という主張はまず通らない。嘘をついて人を騙して商売してはいけない、という社会規範は裁判所でも当然通用する。

710条を用いると、財産以外の損害、つまり名誉毀損やそれに伴う精神的被害について損害賠償を求めることができる。この条文単独では、どのような場合に名誉が侵害されたと認めるのかがはっきりしない。が、実は、民事上の名誉毀損は刑法の名誉毀損と同じ基準で判断するというのが、判例として既に確立している。

刑法では、名誉毀損について

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

と定めている。

「公然」というのは、不特定多数あるいは多くの人の目に触れる形で、ということである。誰でも読めるSNSやブログに書けば、それだけで公然性は満たされることになる。「名誉を毀損」というのは、何かを公然と言った（書いた）結果、誰かの社会的評価が悪い方に変動しうるならば、原則として成立する。この場合、注意しなければならないのは、虚名も保護の対象となることである。

このままだと必要な批判もできないので、免責される要件を別途定めたのが、二百三十条の二である^{*5}。

この原則と例外の関係により、名誉毀損訴訟を行うにあたって、原告は、自身の社会的評価が変動したことの立証は不要である。「公然とこんなこと言われました」と、とりあえず訴状に書いて出すだけである^{*6}。一方、被告は、免責要件を満たすことを証拠を揃えて立証しなければならず、失敗すると敗訴する。名誉毀損で訴えられると、被告は面倒臭い作業を強いられることになる。また、虚名も保護されるので、状況次第ではニセ科学で盛った評判であっても保護の対象になり得る^{*7}。

名誉毀損訴訟が原告にとって易しく被告にとって難しくできているのは、歴史的事情による。名誉毀損の条文ができた頃は、今のようにインターネットなどというものは無かったので、「公然と」事実摘示するのは、主にマスメディアであった。事実摘示される側は政治家などが想定されていた。いち個人が名誉毀損行為を行うには、ビラを印刷して配りまくるなどする必要があり、公然性のハードル自体が今にくらべて随分高かった。また、力のあるマスメディアが無茶をやらないための歯止めが目的であるなら、力のある側になら証明責任を追わせてもかまわないという考え方もできる。

とりあえず、ニセ科学側は、名誉毀損訴訟を選んでおけば、営業に嘘がなかったかどうか直ちに直接の問題とならずに済む。宣伝内容にインチキが混じっている場合は、名誉毀損を選ぶ方がニセ科学側にとって都合が良いといえる。批判によって明らかに商売が邪魔されて売りが減っているはずなのに、ニセ科学側が提訴する理由が名誉毀損ばかり、というのは、ある意味お察し案件であるといえる。

^{*5} 原則が二百三十条、例外が二百三十条の二。

^{*6} いやまあこれは言葉のあやで、訴えれば反論されるので、被告がいかに酷いかとかでたらめかということについての証拠を出して攻撃防御を続けるのだけ。

^{*7} 他人に被害を及ぼさない個人のええかつこしいやら見栄つ張りやらを取ってあげたてるようなことはするな、ということになっている

4 名誉毀損の免責要件

4.1 事実摘示型の場合

事実摘示型の名誉毀損訴訟の場合、免責要件は、刑法二百三十条の二とほぼ同じものが適用される。

表現の内容が、公共の利害に関する事実であること（事実の公共性）、表現の目的が専ら公益を図るためであること（目的の公益性）、内容が真実あるいは真実であると信ずるに足る理由があったこと、を、被告が立証することで、名誉毀損の責任を問われなくなる。

事実の公共性は、例えば、広く商品を販売している会社の宣伝や、大勢の人に影響を与え得る言説、税金で行われた事業などに言及した場合は、大抵認められると考えてよい。要は、社会的に広く影響する事柄であるということが言えればよい*8。

目的の公益性は、そのまま何も言わずに放置しておいたら被害を受ける人が大勢出る、といったことを示せば認められる。事実の公共性が認められるなら、目的の公益性も同時に認められることがほとんどである。ことさらに私怨や個人的趣味で事実摘示したというのでなければよい。

真実性は、摘示した事実が真実であることで、真実相当性は、摘示事実が真実であると信ずるについて相当の理由があること、である。相当の理由、の解釈の部分に幅があり、事実摘示をするにあたって根拠にした情報源によっては認められない場合が出てくる。

ニセ科学、特に商品の宣伝のために使われるものについて、間違いであるとかインチキであるなどと指摘した場合、事実の公共性と目的の公益性はほぼ間違い無く認められる。このため、裁判所で実質的に争うことになるのは、真実性あるいは真実相当性ということになる。

真実性と真実相当性は、判定される基準時が異なっている。摘示した事実が真実であることを立証する場合は、表現した時点で知っている必要はなく、口頭弁論終結時まで真実であることが立証できればよい。真実相当性の判断基準時は、表現を行った時点でどうであったかが問われる。免責されるためには、表現を行った時点でその内容に十分な確信を持てるだけの、そして裁判所でそのことが通用するだけの証拠を備えていなければならないことになる。

4.2 意見論評型の場合

意見論評型の名誉毀損については、最判平9年9月9日（民集51巻8号3804頁）で基準が確立している。

ある事実を基礎としてなされた意見ないし論評の表明による名誉毀損にあつては、その行為が公共の利害に関わる事実に係わり、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があつたときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、違法性を欠く。

そして、前提としての事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、故意、過失は否定される。

*8 公共性が認められるのがどういった場合かという微妙なケースの見当については、[3] や [4] に詳しく出ている。

事実の公共性、目的の公益性が求められるのは事実摘示型と同じであるが、真実性については、意見論評の前提となった事実の重要な部分が真実であれば免責される。事実摘示型に比べて、真実性の立証に必要なハードルが低くなっている。

事実摘示型と意見論評型の区別は、第二小判 1998.1.30 が次のように判示している。

証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を……主張するものと理解されるときには、同部分は事実を摘示するものと見るのが相当である

証拠で存否が決まらない内容であれば、意見論評型となる。

5 民事訴訟とはどういうものか

民事訴訟法の教科書を見ると、民事訴訟については、およそ次のようにまとめられる。

- 私人間の法的紛争を解決する手段
- 強制的・終局的
- 民事の（刑事や行政事件ではない）法律上の争訟
- （権利関係、身分関係以外は）最終的に金に換算する

裁判所は法律を適用して人の間の紛争を解決する場所であるので、科学の問題そのものが裁判所で直接取り扱われることはない。裁判所は科学的正しさについて決着をつける場所ではない（イデオロギーの正しさについて決着をつける場所でもない）。問題を解決するにあたっては、法律の条文を適用するという方法をとる。

民事で争うにあたっては、いくつかのルールが決められている。

裁判の間に当事者が主張しなかったことは、裁判の基礎にできない（弁論主義）。この主張というのは口頭弁論での主張のみで、証拠調べや尋問の中でたまたま現れた主要事実については裁判できない。また、当事者間に争いのない事実については、裁判の基礎としなければならない^{*9}。当事者の主張や提出する証拠が食い違った場合、何を事実とするかを決めるのは裁判所の仕事である。職権探知といって、裁判所が積極的に調査をする場合もあるが、これが行われるのは事件に公益性があって影響が大きい場合のみなので、ごく希にしか行われない。一般の民事訴訟で行われることはまず無いと考えてよいだろう。

ただ、何から何まで全部出すというのも大変なので、当事者が主張し認定されなくても使える事実というものがあることになっている。経験則がこれにあたるが、特に専門性などない一般の人が普通に生活していて共有される範囲のものであり、専門的なものは経験則であっても専門家による鑑定などの証明が必要である。科学かニセ科学かといった議論は専門家による証明が必要なものになる。これ以外には法規や、誰でも知っている歴史的事件が^{*10}、証明無しに使える事実である。

これ以外のことについて、自己に有利な法律効果を基礎付ける事実の立証を、原告被告双方で行っていく。

従って、当事者が積極的に主張しない限り、科学の内容が裁判所の判断理由に入ることにはない。理科で学んだ内容であっても、裁判所が勝手に裁判の基礎にしてくれるわけではないのである。正しい科学の内容を当事

^{*9} 当事者双方がニセ科学を信じていた場合、その内容が裁判所の判断の基礎になることがある。徳島地方裁判所 平成 12 年 (ワ) 第 73 号 損害賠償請求事件では、ヒラメ養殖を行っている原告が、被告の販売する磁気活水器を生け簀への給水路にとりつけたところヒラメが全滅したため、争いになった。このとき、原告被告双方が、磁気活水器は水を変える装置であると述べたため、判決文にもそのように書かれることになり、裁判所が判決の基礎としてニセ科学を採用する結果になった。

^{*10} たとえば、阪神淡路大震災があった、という事実の証明は不要である。このクラスの自然災害であれば、起きたということそのものの証明はしなくてよい。

者の一方が主張したとしても、それが認められるとは限らない。裁判所が科学的真実について決着をつける場所ではない以上、相手の主張の仕方によって、どこまで認められるかが変わってくる。また、法律上の争訟を扱うという裁判所の性質があるので、科学の内容に踏み込むことを避けた判決が好まれるかもしれない。ニセ科学であることを示すとか、科学として正しいことを示したからといって、訴訟に勝てるわけではないのである*11。

6 訴訟に備える

広く社会に影響を及ぼすニセ科学について間違いを指摘するのであれば、ことさらに誰かの人格の攻撃に及ぶなどしない限り、事実の公共性と目的の公益性は認められると考えて良い。従って、争いは、真実性・真実相当性の部分が主になる。

先に述べたように、名誉毀損の事実摘示型と意見論評型では、免責要件が異なっている。このため、訴状を見たら、まず、争いになる文言を特定し、それぞれについて、事実摘示なのか意見論評なのかをはっきりさせるのが最初の作業になる。訴状にはっきり書いてあって被告に異論がなければそれで良いが、曖昧だったり、被告が想定するものと分類が違ったりしている場合、裁判所でいずれであるかをまずはっきりさせることになる。

その後、原告の主張がニセ科学であり、批判が正しい科学に基づいていることを立証することになる。通常は、裁判官も弁護士も科学の素人である*12。このため、科学の内容の立証にあたっては、基礎から丁寧に説明しなければならない。専門用語の易しい解説を添付したり、資料にアンダーラインを引くなどして、読みやすく分かりやすい準備書面や証拠を準備する必要がある。ド文系に科学を伝えるという、ある意味、科学コミュニケーションが試されるところでもある。

現在争われている松崎さんのケースについて考えてみる。

板橋ホテル館については、松崎さんは、板橋区による立ち入り調査や、ホテルの遺伝子の分析結果を真実であると信じての発言ということになる。ナノ銀については、ナノ銀除染自体が通常の科学の手続きを踏んでおらず、除染できるという主張が、現在科学で分かっているものと全く相容れないことを前提にした発言である。これらについて、証拠をつけて、裁判官にわかるように真実性・真実相当性を立証している最中である。どのように免責要件に当てはめる形で弁論が行われているかを考えながら訴訟資料を読むと、攻撃防御の流れが理解しやすいだろう。この件がややこしいのは、原告の阿部氏が理学博士号を得ていたり、除染の実験をしている元東北大の研究者が居たりして、正しい科学として開発研究を行っている外見を備えようとしていることである。

既に述べたように、名誉毀損訴訟の被告になった場合、表現した内容が真実であることを証明しなければならない。相手の主張がニセ科学であり間違っていると主張するのであれば、そのことを実験するなどして証明しなければならないという話になる。ところが、科学の世界では、新規なことを主張する側にそのことを証明する責任がある。「ぼくのかんがえたすごい科学」を先に主張し、間違っているというなら実験して証明して見せろ、というのは通用しないし誰も相手にしない。裁判所で行う証明の活動と、科学の世界での証明のあり方がねじれてしまっている。従って、科学の世界でまっとうな証明（＝査読のある論文誌に発表され別グループによる追試が行われた）が無いのに科学のふりをしたからニセ科学なのであって、ニセ科学であることを被

*11 わりと科学者が勘違いしやすいところかもしれない。

*12 法曹になるルートを考えると、は高校で文系コースを選び、法学部を選び、大学では理系は一般教養でちょっとやる程度で、後はずっと法律の勉強をする、というものである。理系から司法試験に合格する人も居るが希である。

告が実験して立証しておく必要は無いのだということを、裁判官に納得してもらう必要がある。

とはいえ、法が全く科学の世界の証明のあり方に無関心かというところでもない。たとえば、景表法4条2項の運用指針などで、宣伝の合理的な根拠の例として、論文があることや業界標準であることを求め、一部の学者の特異な見解のみの場合は根拠があると認めないという基準を採用している。これは、科学の世界で行われる証明の手続きそのものである。この基準がもう少し広く適用されるなら、ナノ銀放射能除染が合理的な根拠を備えていないことを裁判所で示すのがかなり楽になるはずである。

先に述べたように、真実相当性の免責要件が適用されるには、表現の時点で真実であるという確証が持てるだけの証拠を備えていなければならない。この部分については、ニセ科学に言及したのが科学者かそうでないかで判断が分かれてくる。科学者であれば、その職業を選んだ時点で何が現状の科学として確立された内容かを知っているので、真実相当性の立証がいつでも可能である。一方、科学の非専門家の場合は、発言の時点ではまだ十分な知識が無く、裁判が終わるまでの間にいろいろ勉強して知識を身につけた結果、やっぱり最初の発言内容は正しかった、ということが起こりうる。すると、表現の時点では真実相当性が無かったことになって、名誉毀損訴訟ではマイナスポイントになってしまう。こういった事情は、尋問や陳述書で時系列に何をどうしたか述べた時に発覚することがある。これを考慮すると、後の訴訟で不利にならないためにはよく勉強してから発言しましょう、という、きわめて常識的な結論が導かれる。

いずれにしても、名誉毀損の提訴はいつでもできるので、訴えられるのが嫌なら完全に黙る以外にない。ニセ科学の相手をしていれば、提訴されるリスクは常にある。

あまりにも理由のない提訴であれば、提訴が嫌がらせ目的だと主張して争うことで、訴権の濫用であるという判断が出る場合もあるが、認められるケースは少ない。訴訟しやすくなっているのは、広く被害の救済を行うために間口を広くとっているためなので、嫌がらせの提訴はいつでもあり得る。訴えられることを気にしていても意味がない。

幸か不幸か名誉の値段はそれほど高くない。訴えて勝訴しても、弁護士への支払いを考えると赤字であることがほとんどだろう。訴えられて負けても賠償金の額はそれほど高く無いので、経済的ダメージは少ないといえる。それでも、ニセ科学推進側が言葉尻を捉えて提訴してくるケースが後を絶たない。

従って、訴えられても免責要件を証明できる範囲で表現しておく、ということが重要になってくる。要は、人格の攻撃に及ぶな、扇情的な表現は使うな、個人が趣味で信じているだけで他人を害するおそれのないニセ科学についてはスルーしろ、といったことである。

また、訴訟の途中で和解が勧められる場合がある。裁判上の和解は確定判決と同じ法律効果を持つが、判決が原則として公開されるのに対し、和解内容は原告被告双方に対し公開不可という条件がつくことが多い。ニセ科学を相手にしている場合、この条件を入れてしまうと後々まずいことになる。もし、事実上ニセ科学推進側の敗訴といえる内容で和解していたとしても、内容が非公開であれば、ニセ科学推進側が後から「あの訴訟は我々の側に理があった」などと宣伝を始める可能性が高いからである^{*13}。和解する場合には和解内容を公開するという条件を必ず入れ、それがのめないなら判決まで争うべきである。

参考文献

- [1] 上田徹一郎：民事訴訟法 第6版、法学書院（2009）

^{*13} 新生児にビタミン K を与えるかわりにビタミン K のレメディー（ホメオパシーで使われるただの砂糖玉）を与えて新生児を脳出血で死に至らしめた事件で、裁判の途中で内容非公開で和解したら、ホメオパシー側は、訴訟でも特に問題はなかったというスタンスで宣伝を再開した。

- [2] 大谷實：刑法講義各論 新版第2版、成文堂 (2008)
- [3] 佃克彦：名誉毀損の法律実務 第2版、弘文堂 (2008)
- [4] 松尾剛行：最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務、勁草書房 (2016)